

(別紙様式2)

誓約書

始良市が実施するネーミングライツスポンサー募集の申込みにあたり、次の事項について誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して始良市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 申込書の提出に際し、ネーミングライツスポンサー募集要項及び募集資料について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 ネーミングライツスポンサー募集要項の「5 応募資格」に定める必要な資格を有します。
- 3 ネーミングライツスポンサー募集の決定(優先交渉権保有者)に関して、始良市ホームページに決定金額及び企業名等の応募内容について掲載することに同意します。
- 4 始良市広告掲載基準第4条に定める業種又は業者ではないこと。
- 5 本契約締結後に、上記掲載基準の当該業種又は業者に該当することとなった場合は、始良市に書面にてその旨を通知すること、及びその内容をもって、始良市の判断により、一方的に契約を解除する場合があること。
- 6 始良市が市税納付状況調査等必要な調査を行うことに同意します。

令和 年 月 日

始良市長 様

住 所 (所在地)

氏 名

法 人 名

代表者名

印

<参考>始良市広告掲載基準(抜粋)

(規制する業種又は業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当する業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融に関するもの
- (4) たばこに関するもの
- (5) ギャンブルに関するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 民事再生法(令和11年法律第225号)又は会社更生法(令和14年法律第154号)による再生又は更生手続中の事業者
- (10) 市の指名停止措置を受けている事業者
- (11) 市税等の滞納があるもの
- (12) 各種法令に違反しているもの
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの